

仮の差止めの対世効

——出生による国籍取得を制限する大統領令の場合——

倉 田 玲*

目 次

- 1 はじめに
- 2 大統領令による憲法解釈の変更
- 3 全国規模の普遍的な仮の差止め
- 4 対世効の可能性を否定する意見
- 5 対世効の必要性を強調する意見
- 6 おわりに

1 はじめに

いのちのとりで裁判全国アクションが展開してきた「生活保護基準引下げ処分取消等請求事件」は、原告らの「処分取消等請求」の支援により、訴外の受給者にも同様に関係する「生活保護基準引下げ」自体を問題にしてきたようである¹⁾。また、大阪府と愛知県の訴訟の最3小判2025(令和7)年6月27日(民集79巻4号1640頁、裁時1866号12頁)が、国家賠償請求の方を斥けつつも、「物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした点において、その厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法3条、8条2項に違反して違法というべきである」と判定しているのは、個別の「処分」(すなわち「所轄の福祉事務所長ら」による「生活扶助の支給額を変更する旨の保護変更決定」)ではなく、むしろ「生活

* くらた・あきら 立命館大学大学院法務研究科教授

保護基準引下げ」(すなわち「平成25年から平成27年にかけて行われた、厚生労働大臣による「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号……)中の生活扶助基準(別表第1)の改定)を批判している。

最高裁判決への対応に関する専門委員会が厚生労働省の社会保障審議会の生活保護基準部会に設置されており、同省のウェブサイトにはアップロードされている議事録や開催案内によると、2025年8月13日の初回から毎回の会議において「平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた検討について」が主要な議題とされている²⁾。同年11月18日に公表されている報告書の第3章「判決の効果及び平成25年当時の生活扶助基準に係る検討を踏まえた対応の在り方」の冒頭(10頁)にある次の3段落は³⁾、ところどころに施されていた下線が消されているのを除き、前日の第9回の資料2-1として公表されている報告書案にあるのと同文の記載である⁴⁾。

【判決の効果と再改定の関係性】

- 今回の最高裁判決の主文は、対象となった大阪訴訟及び名古屋訴訟の当事者の原告に対する当時の保護変更決定処分を取り消すものであり、既判力、形成力、拘束力及び反復禁止効といった判決の法的効果は、当該原告(以下単に「原告」とする。)に対する処分に関して及ぶものであり、他の訴訟の原告(以下「後続訴訟の原告」とする。)や、訴訟を提起していない被保護者(原告と後続訴訟の原告の総称を「原告等」とした上で、以下「原告等以外の被保護者」とする。)には直接及ばない。
- 原告については、最高裁判決が確定判決であり、判決の形成力により、平成25年当時の基準改定前の処分が存続している状態である。生活保護法第8条第2項の規律を基本としつつ、原告については判決の効果やこれまでの争訟の経緯を踏まえてどのように対応すべきか検討することが求められる。また、後続訴訟の原告についても、原告と同様の対応とすることが適当と考えられる。
- 他方で、原告等以外の被保護者との関係では、判決の理由中の判断として、物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした

点において、平成25年から平成27年にかけて行われた生活扶助基準改定（本件改定）の違法性を指摘していることから、司法判断に対する尊重・敬讓の観点から、判決の趣旨・内容を踏まえ、当該基準改定について行政としてどのような対応を行うべきかの検討も同時に求められる。

行政事件訴訟法第32条第1項に、「処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する」と定められているのも「直接及ばない」ところに、訴訟物の前提あるいは背後にまでは浸透しない取消訴訟の認容判決の対世効とは別次元の「司法判断に対する尊重・敬讓の観点」が導入されているのは、ともかくも訴えないことには救われようがないという帰結を回避するための善後策を採用可能にしておく配慮なのではないかとも見受けられる。もっとも、生活保護法第8条第1項、第2項の規定に基づいて「厚生労働大臣の定める基準」は、法的かつ一方的であるばかりでなく、これ自体が高度に具体的でもある。生活保護法による保護の基準の別表第1に生活扶助基準の構成要素として並んでいるのは、受給者と向き合う行政庁を一律に羈束する具体的な金額である。客体や対象が一般的でも内容や効果が抽象的でない行政作用は、とくに稀有でもなからう。

生活保護法第69条に、「この法律の規定に基づき保護の実施機関又は支給機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない」と定められているのには排他性の含意もあり、この審査請求前置主義の争訟制度設計において行政事件訴訟法第3条第2項の「処分の取消しの訴え」に該当するのは「保護の実施機関又は支給機関がした処分の取消しの訴え」に尽きるというのが、ありきたりの解釈なのだろう。在来の作法を所与として推察すると、ましてや日本国憲法第73条第6号の規定に基づいて「政令を制定すること」などは、どうにも抗告訴訟の直接の対象には相応しくなさそうである。

ならば見事に好対照でもあろうが、合衆国憲法第2編第1節に、「執行権は、アメリカ合衆国大統領に属する（The executive Power shall be vested in

a President of the United States of America)」と定められており、同編第3節に、「法律が誠実に執行されるように留意する (he shall take Care that the Laws be faithfully executed)」という規定が含まれているのを憲法上の根拠として発せられてきた大統領令 (Executive Orders) の場合は⁵⁾、これら自体の実施 (enforcement) が訴えられることも少なくない。実施前の司法審査 (pre-enforcement judicial review) も少なくないから、これら自体が一般的かつ具体的な処分として取り扱われているかのようでもある。もとより当然に具体的な訴訟物が同時に一般的でもあるとき、救済策には対世効が認められるべきだろうか。

いのちのとりで裁判の2件の第3小法廷判決と同じ2025年6月27日——夏期の時差などを計算すると言渡しは約10時間後——に、合衆国最高裁判所のトランプ対 CASA 事件決定は、3つの地方裁判所が全国規模の普遍的な仮の差止め (nationwide/universal preliminary injunctions) により1つの大統領令の実施を暫定的に封じていたのを止めた⁶⁾。停止決定により仮の救済から仮に救済されたのは、現職が返り咲いた2025年1月20日のうちに満を持して——あえて比較するのなら「生活保護基準引下げ」にもまして迅速かつ明瞭に政権公約どおり——発令された第14160号「アメリカの市民権の意味と価値を保護する」の訴外の子らに対するのも含めた実施である⁷⁾。

トランプ対 CASA 事件決定においては、最高裁の全9名の裁判官が6対3に分極している。全国規模の普遍的な仮の差止めの停止に賛成の6名は、いずれも共和党政権時に任命された裁判官であり、生得権としての市民権 (birthright citizenship) の取得を制限している大統領令の憲法適合性を焦点とする本案への論及を憚り、もっぱら司法の限界を説きながら、対世効の可能性を否定している。反対意見の3名は、いずれも民主党政権時に任命された裁判官であり、生まれながらの権利の享有主体を限定する解釈改憲のようなアメリカ・ファースト指向の発令を論難しながら、対世効の必要性を強調している。

どちらの立場からも、合衆国が連合王国から継受した差止め——ときに

は逆に義務付け——というエクイティ上の救済（equitable relief）の歴史が振り返られている。もとより制定法が夥しい判例法の国におけるエクイティは、はたして建国の時代の立法により蓋を閉じられているのか、それとも新たなアイテムを生み出して詰め込むこともできるように開かれているのか。システムの理解の仕方まで相違している意見対立の勘所を要約するならば、可能性を独立変数として捉え、提訴しない人の分まで決めてよい仕組みなどないという立場が、必要性の従属変数として捉え、提訴する——ことができる——のでない限り救われようのない仕組みのはずがないという立場を凌駕しているように見受けられる。このような観点から、いのちのとりで裁判の2件の第3小法廷判決と同日のトランプ対CASA事件決定を瞥見する。

2 大統領令による憲法解釈の変更

ポツダム宣言の受諾により史料になった大日本帝国憲法第4条に、「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」と定められていたが、アメリカ合衆国の大統領は、いまでも「国ノ元首」である。もちろん権力の分立を度外視して「統治権ヲ総攬」することが許されているわけではなく、あくまで「憲法ノ条規ニ依リ」という立憲主義の建前も外見的であるのにとどまるわけではないようだが、とうの昔に失効した大日本帝国憲法より1世紀も古くから通用している合衆国憲法の規定を根柢として発せられてきた大統領令には、「憲法ノ条規」の意味を変えようとするかのような企ても含まれている。

合衆国憲法の修正条項のうち内戦後の再建期に追加されている第14修正第1節の第1文は、市民権条項（Citizenship Clause）と呼ばれている。「合衆国において出生または帰化した者で、その管轄権に服するものは、すべて合衆国の市民であり、居住する州の市民である（All persons born or naturalized in the United States, and subject to the jurisdiction thereof, are citizens

of the United States and of the State wherein they reside)」と定められている⁸⁾。第2次トランプ政権の初日の大統領令第14160号「アメリカの市民権の意味と価値を保護する」は、不法滞在者や短期滞在者の子が「合衆国において出生」しても「その管轄権に服する」わけではないという新奇な憲法解釈により、生来の国籍の取得について血統主義(*jus sanguinis*—right of the blood)ではなく英法由来の出生地主義(*jus soli*—right of the soil)の方を基本に据えてきた仕組みを大きく変えている⁹⁾。

第14修正第1節の市民権条項に続く第2文には、「いずれの州も、合衆国市民の特権または免責を制約する法を制定または執行してはならず、いずれの州も、法の適正な手続によらなければ、何人からも生命、自由または財産を剥奪してはならず、また、その管轄権に服する何人に対しても法の平等な保護を拒否してはならない(No State shall make or enforce any law which shall abridge the privileges or immunities of citizens of the United States; nor shall any State deprive any person of life, liberty, or property, without due process of law; nor deny to any person within its jurisdiction the equal protection of the laws)」という規定が並んでいる¹⁰⁾。ファーストという単語を標語に掲げて属地主義から属人主義へと主軸を転換しようとするかのような排外主義の目論見は、これら大日本帝国憲法よりも古い規定に基づいて明治維新の頃から保障されてきた権利の享有の否定を企図している。官報に掲載されない大統領覚書(Presidential Memoranda)などとは異なり、大統領令には議会により制定された法律を誠実に執行するという趣旨が明記されるのが通例だが、第14160号は、通例の規定が並んでいる最後の第5条を除いて次に訳出しておくとおろ、憲法解釈を起点と基点にしている。

アメリカ合衆国の憲法および法律により大統領としての私に属する権限により、ここに次のとおり命じられる(By the authority vested in me as President by the Constitution and the laws of the United States of America, it is hereby ordered)。

第1条 目的

合衆国の市民権という特権は、買い求めることなどできない大切な贈り物である（The privilege of United States citizenship is a priceless and profound gift）。第14修正に、「合衆国において出生または帰化した者で、その管轄権に服するものは、すべて合衆国の市民であり、居住する州の市民である」と定めてある。この規定が正しく覆したのは、憲法の解釈を誤り、もっぱら人種のみに基づいてアフリカ系の人々を合衆国の市民権の取得資格から恒久的に排除しているものと解していた合衆国最高裁判所の恥ずべきドレッド・スコット対サンフォード事件判決（*Dred Scott v. Sandford*, 60 U.S. (19 How.) 393 (1857)）である。

しかし、第14修正は、合衆国において出生した者でありさえすれば誰に対してでも市民権を与えていると解釈されたことはない（has never been interpreted to extend citizenship universally to everyone born within the United States）。第14修正は、合衆国において出生したけれども「その管轄権に服する」のではない者を、生得権としての市民権から常に排除してきた。この理解に適合するかたちで、合衆国議会は、さらに合衆国法典第8編第1401条という立法により、「合衆国において出生した者で、その管轄権に服するもの」が出生による合衆国の国民および市民であると定めており、総じて第14修正の文面を引き写している。

合衆国において出生したけれども、その管轄権に服するのではない各種の個人のうち、(1) 出生の時点において、母が合衆国に不法に滞在しており、父が合衆国の市民もしくは適法な定住者ではない者、または(2) 出生の時点において、母が合衆国に適法に滞在していても、その滞在が一時的であり（たとえば査証免除プログラムにより合衆国に滞在している場合や学生、就労もしくは観光の査証により滞在している場合であるが、これらの例に限られない）、父が合衆国の市民もしくは適法な定住者ではない者に対しては、合衆国の市民権という特権が自動的に与えられない。

第2条 方針

(a) 合衆国の方針として、いずれの合衆国政府機関（department or agency）

も、(1)出生の時点において、母が合衆国に不法に滞在しており、父が合衆国の市民もしくは適法な定住者ではない者、または(2)出生の時点において、母が合衆国に適法に滞在していても、その滞在が一時的であり、父が合衆国の市民もしくは適法な定住者ではない者に対して、合衆国の市民権を承認する文書を発行してはならず、合衆国の市民権を承認する趣旨で州、地方その他の政府または機関から文書を受理してはならない。

- (b)本条(a)項の規定は、この命令の日から30日以後に合衆国において出生する者に対してのみ適用される。
- (c)この命令のいかなる規定も、適法に定住する者の子を含む他の個人が合衆国の市民権を証明する文書を取得する資格に影響を及ぼすものと解釈されてはならない。

第3条 実施

- (a)国務長官、司法長官、国土安全保障長官および社会保障局長(Commissioner of the Social Security Administration)は、あらゆる適切な措置をとることにより、それぞれの執行機関の規則および方針が、この命令に適合するようにしなければならず、それぞれの執行機関の職員(officers, employees or agents)は、この命令に適合しない行為をしてはならず、また、この命令に適合する行為を差し控えてはならない。
- (b)すべての執行機関の長は、この命令の日から30日以内に、それぞれ所管の業務および活動について、この命令の実施要領を広報しなければならない。

第4条 定義

- (a)この命令において、「母」とは、女性である直近の生物学的な祖先をいう。
- (b)この命令において、「父」とは、男性である直近の生物学的な祖先をいう。

第5条 通則(抄)

市民権条項が「合衆国において出生した者でありさえすれば誰に対して

でも市民権を与えていると解釈されたことはない」というのは、たしかに虚偽や誤解ではない。目的条項において南北戦争前の「合衆国最高裁判所の恥すべきドレッド・スコット対サンフォード事件判決」が「憲法の解釈を誤り」という成立事情に言及しているのも、ごく標準的な説明の仕方である。もっとも、第14修正の追加により覆された判例が間違えていたというのは、もちろん市民権条項が盛り込まれる以前の「憲法の解釈」であるのに相違なからう。

いわば市民権条項を創設規定としてではなく、むしろ確認規定として把握しているということにもなるが、これにより明文化される以前を可視化する最高裁判例もある。ここには1例のみを挙げておくと、1898年3月28日の合衆国対ウォン・キム・アーク事件判決において、19世紀末からでも遠く建国前後の時代にまで遡り、第14修正に先立つ最初の市民的権利法（Civil Rights Act of 1866）の立法事実や規定ぶりなどにも詳しい長大な法廷意見を執筆しているグレイ（Horace Gray）裁判官——ホームズ（Oliver Wendell Holmes, Jr.）裁判官の前任者——は、次のとおり邦訳することのできる1段落の判示も残している¹¹⁾。

合衆国憲法第14修正に「その管轄権に服する」という文言を追加することにより「合衆国において出生したすべての者」の意味を限定した真の狙いは、最少の最適な文言により、（この国の政府（National Government）と特別な関係にあつて、コモン・ローには知られていなかったネイティブ種族（Indian tribes）に属する者の子らを別として）2種類の場合——占領下の敵国人の子らと外国の外交使節員の子ら（children born of alien enemies in hostile occupation and children of diplomatic representatives of a foreign State）——を除外することにあつたものと見受けられよう。——既述のとおり、どちらの場合も、イングランドの法により、また、われわれ自身の法によっても最初の英領植民地がアメリカに設けられたときから、国内出生による市民権という基本原則に対する例外（exceptions to the fundamental rule of citizenship by birth within the country）として承認されてきた。

このような「憲法の解釈を誤り」という趣旨の批判を浴びたあげく、廃案になった合衆国議会の法律案もある。1994年11月8日の中間選挙に「アメリカとの契約(Contract with America)」を掲げて臨んだ共和党の歴史的な大勝(Republican Revolution)から年が明けてギングリッチ(Newton Leroy Gingrich)議長が選出された下院において、このとき42年ぶりに定数435議席の過半数を占めた同党議員230名のうち52名により3月30日に提出された1995年市民権改革法案(Bill to amend the Immigration and Nationality Act to deny citizenship at birth to children born in the United States of parents who are not citizen or permanent resident aliens)は¹²⁾、それでも同年12月13日に開催された司法委員会の憲法小委員会の公聴会を最後に、採決にも至らないで立ち消えた。

その後も同じような趣旨の法律案や改憲案が現れては消え、2001年9月11日以後の発案も早々の頓挫を繰り返してきたようである¹³⁾。大統領令第14160号「アメリカの市民権の意味と価値を保護する」は、どうやら河岸を変えているようだが、新しい皮袋の内実は、どうにも新しくないと見える。

3 全国規模の普遍的な仮の差止め

不法滞在者や短期滞在者の子が「合衆国において出生」しても「その管轄権に服する」とは認めない大統領令第14160号の発令の直後より、複数の憲法訴訟が合衆国地裁に提起されている。大統領の再就任から2週間と2日後の2025年2月5日にはメリーランド州を管轄する合衆国地裁の決定が原告らの申立てに応じた仮の救済として対世効のある全米規模の普遍的な差止めを命じており¹⁴⁾、翌日にはワシントン州西部地区を管轄する合衆国地裁の決定が続き¹⁵⁾、同月13日にはマサチューセッツ州を管轄する合衆国地裁の決定も続いている¹⁶⁾。

メリーランド州地区のボードマン(Deborah Lynn Boardman)裁判官は、民主党バイデン政権期の2021年6月25日に着任している。本案について、「大

統領令による第14修正の市民権条項の解釈は、最高裁判所が高らかに斥けており、この国の裁判所が裏書などしたことの無い解釈である」と認識しており、「大統領令が発せられた翌日に、移民に対してサービスを提供している2つの非営利組織、CASA, Inc. および Asylum Seeker Advocacy Project、ならびに永住資格がなく合衆国内において数か月以内の出産を予定している妊娠中の女性5名が、トランプ大統領、國務長官、司法長官、国土安全保障長官、合衆国市民権移民局長（Director of U.S. Citizenship and Immigration Services）、社会保障局長およびアメリカ合衆国に対して、本件の訴訟を提起した」という事案における仮の救済としては¹⁷⁾、「もっぱら全国規模の差止めのみが、原告らに対して完全な救済（complete relief）を与えることになる」と判断している。また、「大統領令のカテゴリカルな方針に対しては、全国規模の差止めが適切であり、この方針が市民権——統一の方針を必要とする全国的な事項——に関するものであるからには、それが必要でもある」と指摘している¹⁸⁾。

ワシントン州西部地区のクーナワ（John Clare Coughenour）裁判官は、共和党レイガン政権期の1981年9月28日に着任してから四半世紀を経て2006年7月27日のセミ・リタイア後も定員外のシニア・ステイタスにあって引き続き職務に従事している。ワシントン、アリゾナ、イリノイ、オレゴンの4州と3名の個人が提起している訴訟を併合して審理するのにあたり、「当裁判所としては、最高裁判所がバイデン大統領の教育長官による実施に係る学生ローン債務減免プログラムについて論じていたことを無視することができない」などと指摘している¹⁹⁾。そして、全国規模の差止めの申立てを却下している決定が上訴により覆されている近年の例を引き、とりわけ連邦政府の助成プログラムを対象外となる他州の出身者に対しても運用しなければならない諸州の不利益にも配慮すると、「救済は全国規模でなければならず、それに満たなければ効果に欠ける」と説いている。本案についても、「出生による市民権は、明白な憲法上の権利である。合衆国を現在のように偉大な国にしている貴重な原理の1つである。大統領は、この憲

法上の権利を大統領令によって変更したり制限したりすることができない」という趣旨の論及を展開している²⁰⁾。

民主党オバマ政権期の2014年6月10日に着任しているマサチューセッツ地区のソロキン (Leo Theodore Sorokin) 裁判官も、ほぼ同様に判断している。こちらでも2件を併合して審理しており、「先に提起された訴訟の原告らである個人と2つの団体は、当該個人と団体の構成員に客体を限定される差止めにより完全に保護されることになる」としても、「18州と2市により後に提起された訴訟は、より広く全国規模の差止めを求めている。伝統的なエクイティの諸原理を適用すると、これらの原告らが直面している損害は、これらの区域内における出生により生じるばかりでなく、他所において出生した子どもたちが原告らの管轄区域に復帰または移動する場合にも生じることが記録により証明されているから、そのような救済が必要である」と指摘している²¹⁾。「市民権条項や後に同条項の用語法を取り入れている移民国籍法の規定の平易な文言に基づき、そして、拘束力のある最高裁判所の先例に従い、当裁判所は、大統領令に対する原告らの憲法上および法律上の異議に理由があると見込まれ、原告らが救済されない限り重大かつ回復不能な損害に直面しており、被告らが仮の差止めにより何らか認定可能な損害に直面することはなく、一見して違憲の方針の実施を防止することが公益に資すると結論する」というのが²²⁾、ソロキン裁判官による理由の要約である。

これら異口同音の裁かれようにより連敗の連邦政府は、全米規模の普遍的な差止めの停止を求めて抗告しているが、いずれも巡回控訴裁判所により——それぞれ2025年2月28日、2月19日、3月11日に——斥けられている。同じ頃の連邦議会の動きにも多少は目配りしておく、ならず者の裁き方を禁止する法律案という不穏な略称の下院法案 (Bill to amend title 28, United States Code, to limit the authority of district courts to provide injunctive relief, and for other purposes) が共和党議員らにより2月24日に提出されている²³⁾。次に訳出しておく内容の含まれている法案が、司法委員会では3月

5日に賛成14、反対9の票差により可決され、本会議でも4月9日の午後8時過ぎに賛成219、反対213の僅差により可決されている。

第1条 略称

この法律は、「2025年ならず者の裁き方を禁止する法律」または「2025年 NORRA」という略称により引用することができる。

第2条 合衆国地方裁判所が差止めによる救済を与える権限の制限

合衆国法典第28編の第85章を修正して、その末尾に次の規定を加える。

第1370条 合衆国地方裁判所が差止めによる救済を与える権限の制限

- (a)(b)項に定める場合を除き、他の法律の規定にかかわらず、合衆国地方裁判所は、差止めによる救済を与える命令を発してはならない。ただし、差止めによる救済を求める当事者、および、その当事者の連邦民事訴訟規則に基づく代表の資格により代表される訴外の者についての命令が、その地方裁判所に係属している事件の当事者の行為を制限する以外に適用されることがない場合は、この限りでない。
- (b) 執行府の行為に対して異議を申し立てる事件が異なる巡回区に属する2以上の州により提起されるときは、当該事件について職務を執行する裁判官の選任が無作為におこなわれ、当該巡回区の首席裁判官により選任されるのでない場合を除き、第2284条の規定に基づいて3名の裁判官による合議法廷に付託される。3名の裁判官による合議法廷は、(a)項の規定に基づく禁止にかかわらず、差止めを命じることができる。命じるか否かを決定するときには、正義の利益、訴外の者に対する回復不能な損害の危険、および憲法に基づく権力の分立の保全を考慮しなければならない。
- (c)(b)項の規定に基づき差止めによる救済を与え、または拒否する命令に対する抗告は、当事者の選択により、当該地方裁判所の管轄区域を包括する巡回区または最高裁判所に対してすることができる。

いかにもボードマン裁判官やクーナワ裁判官やソロキン裁判官の仕事ぶりを牽制しているかのような立法の企図が露骨だが、下院の本会議を通過

した翌日には上院に回付され、司法委員会に付託されている。もともと、それ以前から同委員会には3月24日提出の司法反乱制止法案(Bill to amend section 2284 of title 28, United States Code, to establish special procedures for civil actions seeking to restrain executive branch actions)や同月25日提出の全国規模差止濫用防止法案(Bill to amend title 28, United States Code, to limit the authority of district courts of the United States to provide injunctive relief, and for other purposes)や同月末日提出の司法救済明確化法案(Bill to amend title 28, United States Code, to prohibit the issuance of national injunctions, and other purposes)が付託されている²⁴⁾。このように略称でない方の名称を並べてみると、ならず者の裁き方を禁止する法律案と完全に同名の上院法案も含まれているが、いずれも共和党議員らにより提出されている。

とりわけ定数100議席の上院において30名もの共和党議員が提出者や共同提出者として名を連ねている司法救済明確化法案には、合衆国法典第28編の第85章ではなく第155章の末尾に「訴外の者の救済(Non-party relief)」という見出しの第2285条を新設して、その(a)項に、「合衆国の裁判所は(ヴァージン諸島、グアムまたは北マリアナ諸島の地方裁判所も)、法律、規則、命令、執行機関の行為、その他の権限行使について、訴外の者が連邦民事訴訟規則に基づく代表の資格により当事者に代表されていると判断する場合を除き、訴外の者に対する執行を禁じ、または訴外の者に有利な行為を命じる趣旨の差止め、取消し(vacatur)、執行停止、仮の禁止命令(temporary restraining order)、宣言による救済、またはエクイティ上の救済を含む命令を発してはならない」と定めるという内容が盛り込まれている。こなれていないようでもあり、どうにも和訳しづらい条文案だが、ならず者の裁き方を禁止する法律案とも共通の立法目的は、わかりやすく垣間見えていよう。

これら3本の上院法案も、ならず者の裁き方を禁止する法律案も、司法委員会の審議に進捗の形跡がなく、とても成立が見通されているとは見受けられない状況にある。あるいは立法の膠着も見越してなのか、3つ目の抗告審による却下決定の翌々日にあたる3月13日には²⁵⁾、3つの地裁によ

る全米規模の普遍的な差止めの解除を目指した政権が合衆国首席裁判官に対して3件の訴訟の原告ら以外に対する実施の差止めの停止を申し立てた。この段においても、とりわけ下院の党派間対立が顕著であり、ならず者の裁き方を禁止する法律案を可決した下院のジョーダン（James Daniel “Jim” Jordan）司法委員長以下18名の共和党議員が翌14日に停止の申立てを支持する意見書を提出しているのに対して²⁶⁾、翌月29日には司法委員会の民主党側の筆頭（ranking member）であるラスキン（Jamin Ben “Jamie” Raskin）委員以下183名の下院議員が被原告人らの側を支持する意見書を提出している²⁷⁾。

もっぱら対世効のみを争うという趣旨が共通の3件の即時抗告（emergency applications）を併合して審理することにした合衆国最高裁においては、5月15日に口頭弁論が開かれ、翌月27日に政権の求めに応じる一部停止決定が下された。トランプ対CASA事件決定の法廷意見は、第1次トランプ政権期の2020年10月27日着任のバレット（Amy Coney Barrett）裁判官により執筆されている。同じ大統領により先に任命されている2017年4月10日着任のゴースッチ（Neil McGill Gorsuch）裁判官と翌年10月6日着任のカヴァノ（Brett Kavanaugh）裁判官のほか、親子2代のブッシュ大統領により任命されている1991年10月23日着任のトマス（Clarence Thomas）裁判官と2005年9月29日着任のロバーツ（John Glover Roberts, Jr.）首席裁判官と翌年1月31日着任のアリート（Samuel Anthony Alito, Jr.）裁判官は、いずれも法廷意見の全部に同調しているが、最古参のトマス裁判官とアリート裁判官とカヴァノ裁判官は、それぞれ補足意見も執筆している。オバマ政権期の2009年8月8日着任のソトマイヨール（Sonia Maria Sotomayor）裁判官の反対意見には、同じ大統領により後に任命されている翌年8月7日着任のケイガン（Elena Kagan）裁判官のほか、バイデン大統領により任命されている2022年6月30日着任のジャクソン（Ketanji Brown Jackson）裁判官が全面的に同調しているが、ジャクソン裁判官は、別に単独の反対意見も執筆している。

4 対世効の可能性を否定する意見

法廷意見の最初の段落に、その結論が明示されている。「合衆国議会が連邦裁判所に付与しているエクイティ上の権限 (equitable authority) を逸脱していると見込まれる」から、「政府の抗告を認容して、下級審において命じられた差止めを部分的に停止する」という結論である。なお、この箇所挿入されている脚註 1 には、「伝統的な、当事者に対する限りの差止めでも、それを命じる裁判所の管轄区域を超えて適用されることがある」から、属地的に「全国規模の差止め」と呼ぶのではなく、むしろ属人的に「普遍的な差止め」と呼ぶという用語法の趣旨説明がある²⁸⁾。

この「普遍的な差止め」の対象については、あえて判断を差し控えているのが法廷意見の基調である。政権側からの「抗告は、大統領令が市民権条項や国籍法に違反しているかという問題を提起していない——したがって、われわれも取り扱わない。われわれの前にあるのは、救済に関する争点であり、すなわち、連邦裁判所が普遍的な差止めを命じるエクイティ上の権限を1789年裁判所法に基づいて有しているのかという争点である」と絞り込まれており、この焦点について、「普遍的な差止めは、エクイティ上の権限の行使であるというのでない限り正当化される余地がないが、合衆国議会は、連邦裁判所に対して、そのような権限を付与したことがない」と判定されている。なお、この箇所挿入されている脚註 4 には、判定の根拠について「もっぱら連邦裁判所が1789年裁判所法に基づいて保持している法律上の権限のみ」であり、合衆国憲法の「第3編により普遍的な救済が封じられているという政府の主張に関しては、何らの見解も表明しない」という留保がある²⁹⁾。大上段に構えて憲法上の司法権の限界を説くのと異なるというところにも、なるべく狭く絞り込んで裁くという発想が顕著である。

第3編第1節の第1文に、「合衆国の司法権は、1つの最高裁判所および

合衆国議会が随時の決定により設置することのできる下級裁判所に属する（The judicial Power of the United States, shall be vested in one supreme Court, and in such inferior Courts as the Congress may from time to time ordain and establish）」と定められている。この規定を前提として、同編第2節第1項の冒頭に、「司法権は、この憲法、合衆国の法律、および合衆国の権限に基づいて締結されており、もしくは締結される条約に基づいて生じる、すべてのコモン・ロー上およびエクイティ上の事件に及ぶ（The judicial Power shall extend to all Cases, in Law and Equity, arising under this Constitution, the Laws of the United States, and Treaties made, or which shall be made, under their Authority）」という文言がある³⁰⁾。

第14修正第1節第1文ばかりでなく第3編第2節第1項の解釈も回避している法廷意見は、第1回合衆国議会の第1会期において1789年9月24日に制定されている最初の裁判所法の第11条に、「巡回裁判所は、各州の裁判所と同時に、すべてのコモン・ロー上またはエクイティ上の民事訴訟について第1審の管轄権を有する（the circuit courts shall have original cognizance, concurrent with the courts of the several States, of all suits of a civil nature at common law or in equity）」という文言があるのを引き³¹⁾、救済法の教科書の解説も引いて³²⁾、「このエクイティ上の権限は、柔軟ではあるが、奔放ではない」と指摘している³³⁾。1911年3月3日制定の司法典により翌年元日に巡回裁判所が廃止されて以降、巡回控訴裁ではなく地裁に移管されている法律上の権限だが³⁴⁾、法廷意見は、これを「われわれのエクイティ理解に充満している当事者特化型の諸原理(the party-specific principles that permeate our understanding of equity)」の典拠にしている³⁵⁾。

この「当事者特化型の諸原理」は、もっぱら帰納法により説明されている。「普遍的な差止めも、その前身に相当するというのに十分なものも、わが国の建国時にはエクイティ裁判所から得られることがなかった」と指摘されており、「普遍的な差止めは、歴史的な系統を欠いているから、裁判所法に基づく連邦裁判所のエクイティ上の権限を逸脱している」と推断され

ている。なお、あくまでも仮の救済の対世効が歴史的に無根拠であるから現時点でも不可能という趣旨を徹底するためか、この箇所に挿入されている脚註10には、「行政手続法が連邦裁判所に連邦の機関の行為を取り消す権限を与えているのかという別の問題 (distinct question) の解決になることは何も述べていない」という留保がある³⁶⁾。

同法の諸規定が編み込まれている現行の合衆国法典第5編の第7章は「司法審査」と題されており、同章末の第706条には「審査の範囲」という見出しが掲げられている。「審査にあたる裁判所」の権限として、同条第1号には「違法に差し控えられており、または不合理に遅延させられている機関の行為を義務付ける」ことが、続く第2号には所定の場合に「機関の行為を違法と判定して適用を除外する (hold unlawful and set aside)」ことが、それぞれ挙げられている³⁷⁾。後者の審査権の行使により発生する形成力が本邦の行政事件訴訟法第32条第1項——差止めの訴えなどには準用されていない条項——に定められているのにも似て「第三者に対しても効力を有する」のかを本件の争点とは「別の問題」として取り置く裁き方は、こちら方面の射程も狭く絞り込んでいる³⁸⁾。

また、「普遍的な差止めは、歴史的な系統を欠いている」という捉え方は、これが濫訴防止訴状 (bill of peace) の衣鉢を継いでいるという見立ても否定している。むしろ「連邦裁判所において、連邦民事訴訟規則第23条により規律されている現代のクラス・アクションに進化した」のを排他的な後裔として把握しており、次に訳出しておく同条(a)項の要件を充足する必要もなく対世効を発揮するような仮の救済は、およそ濫訴防止訴状の現代型でもない³⁹⁾と断定している。

第23条 クラス・アクション

(a) 要件

クラスに属する1名以上の者は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、代表当事者として同じクラスに属する全員のために訴え、また

は訴えられることができる。

- (1) 全員の訴訟参加が不可能な多人数のクラスであること
- (2) クラスに共通の法または事実の問題があること
- (3) 代表当事者の請求または防御がクラスの請求または防御の典型であること
- (4) 代表当事者が公正かつ適切にクラスの利益を保護しようとしていること

本件の仮の救済に対世効が必須であることを最初に説明している地裁のボードマン裁判官は、先に引いておいたとおり、「もっぱら全国規模の差止めのみが、原告らに対して完全な救済を与えることになる」と指摘しているが、最高裁のバレット裁判官は、「完全な救済」が「普遍的な救済」の「同義語ではなく……より狭い意味の概念である」と反駁している。法廷意見は、トランプ対ハワイ事件判決のトマス裁判官の補足意見を引用して、「当事者特化型の差止めが、ときには「訴外の者を利する」こともあるのは、もっぱら付随的に（only incidentally）そうであるのにとどまる」と説明している⁴⁰⁾。

そこには「典型例（an archetypal case）」として「夜通し大音量の音楽を鳴り響かせる隣人を訴える不法妨害（nuisance）」の場合が挙げられており、この訴えが認容されても「不法妨害が続き、別の隣人が鳴り止ませたいのであれば、その隣人が自身の訴えを提起しなければならない」と説かれている。これが絶妙な「典型例」ならば、誰しも直ちに争点効（collateral estoppel）を思い浮かべるところだが、この箇所に挿入されている脚註13に目を配ると、「相互性のない攻撃的争点遮断効（nonmutual offensive issue preclusion）は、合衆国に対する訴えにおいて用いることができない」という趣旨の先例の引用があり、「この規則の回避策になるということからも、政府は普遍的な差止めに異議を申し立てているのである」という指摘がある⁴¹⁾。

そもそも「完全な救済は、保障されているものではない——裁判所が与えることのできる最大限なのである」という立場から⁴²⁾、法廷意見の「要旨 (upshot)」として、「われわれの確立した先例に基づく、連邦裁判所において可能なエクイティ上の救済は、建国時の「エクイティ裁判所により伝統的に与えられていた」ものである。……普遍的な差止めのようなものが建国時に可能であったということはなく、さらにいえば、その後1世紀を超える間にも可能であったということはない。そうすると、連邦裁判所は、裁判所法に基づき、それらを命じる権限を欠いている」と判示されている⁴³⁾。

なお、普遍的な救済の必要性を喚起している反対意見に反駁している箇所、「執行府が遵法の義務を負うということは、誰しも争わないが、司法府は、この責務を負わせる権限を無限に有するわけではない——それどころか、司法府が執行府に負わせることが法により禁じられることもある」という指摘がある。傍証として、マーベリ対マディソン事件判決が「ジェイムズ・マディソンは法に違反したと結論しながら、当裁判所は彼に対して遵法を命じる義務付け令状を発する権限を欠くと判示している」という引用がある⁴⁴⁾。また、「生得権としての市民権をめぐる争点は、われわれの前に提起されていないから、反対意見の分析が正しいのかについては判断しない。しかしながら、反対意見が、停止の申立人は結局のところ提起される以前の本案について勝訴するだろうということまで証明しなければ本案前の要件である回復不能な損害を立証することができない、と述べているのは誤りである」という批判も展開されている⁴⁵⁾。

あくまでも普遍的な救済の可能性を否定するのに徹している法廷意見の結論部分に、「連邦裁判所は、執行部門を全般的に監視するのではなく、合衆国議会が与えた権限に適合するかたちで事件や争訟を解決するのである。裁判所が執行部門の行為は無法だと結論するとき、その答になるのは、裁判所も自らの権限を逸脱するということではない」という主張が展開されている⁴⁶⁾。少なくとも本来的には独立変数である可能性を必要性の従属変

数に転換することは、建国の時代から司法の職分ではないという認識を垣間見せていよう。

大要として以上の論旨の法廷意見に同調している5名の裁判官のうち3名が執筆している個別意見は、いずれも法廷意見への全面的な賛同を明示しているため、少なくとも実質的には補足意見である。それらのうちゴースッチ裁判官が同調しているトマス裁判官の補足意見は、「合衆国議会が普遍的な差止めを許そうとする日が訪れるとしても、重大な憲法問題が生じることになろう」と指摘しており、法廷意見が解釈適用を回避している第3編第2節の規定も根拠にして、憲法上も「当事者特化型」の「完全な救済」しか許されようがない旨の主張を展開している⁴⁷⁾。

そのトマス裁判官が同調しているアリート裁判官の補足意見は、「第三者の当事者適格やクラスの認定の要件を弛緩させると、本日の判断に重大となりかねない抜け穴が生じることになろう。連邦裁判所は、それゆえ、これらのツールを濫用するおそれのないように用心しておくべきである」という「懸念」を表明している⁴⁸⁾。

カヴァノ裁判官の長大な補足意見からも最大の要点が簡潔に提示されているように見受けられる1段落を訳出しておく、「当裁判所の職分の1つは、司法審査適合性のある事件において、全国的な重要性のある法的な重大問題を解決して連邦法の統一性を確保することにある。そうすると、新しく重大な連邦の法律や執行府の行為に対して、本案が終局的に裁かれるまでの数年間の暫定期間は青信号を出しておくのか、それとも止めておくのかについての最終判断を下級裁判所に投げ渡すのが基本方針だということでは、当裁判所に固有の職分を放棄することになろう」と要約している⁴⁹⁾。

5 対世効の必要性を強調する意見

いくつも刊行されている合衆国最高裁の事典のうち、いまから20年前の浩翰な1冊に、「差止め／義務付けとエクイティ上の救済策」という項目が

掲載されている。ほかでもなく法原理部門が第14修正第1節の規定を駆使して建国期以来の州権基調を凌駕してきた歴史が簡潔に要約されており、とりわけ20世紀中の「議員定数配分や人種別学解消の事件 (apportionment and desegregation cases) が代表的だが、これらに尽きるわけではない。連邦による差止め／義務付けは、いまや個人の憲法上の権利を擁護するのに欠かすことのできないツールである。これを成し遂げるために、連邦裁判所は、エクイティによる救済策の全部に共通の特徴である強靱性と柔軟性 (muscle and flexibility that characterize all of equity's remedies) に依拠している」と解説されている⁵⁰⁾。

トランプ対 CASA 事件決定に表示されている2つの反対意見の論旨は、こちらのエクイティ観や歴史観と整合しているようである。かなり長大なソトマイヨール裁判官の反対意見は、冒頭の5段落のうち第3段落から第5段落にかけて⁵¹⁾、次に訳出するとおり、法廷意見が政府の求めに応じて争点を狭く絞り込んでいること自体を論難している。

いつもなら当裁判所において差止めの完全な停止を求める政府が、それを求めている。なぜだろうか。その答は明らかである。そのような救済を得るには、大統領令が合憲だと見込まれるということを政府が証明しなければならぬことになろうが、憲法の文言や歴史、当裁判所の先例、連邦法、執行部門の実務に照らしてみると、それは無理難題である。そこで、政府は、かわりに別のゲームを試している。政府が当裁判所に求めているのは、いかに違法でも、裁判所には執行府に対して誰に向けても執行するのを止めさせるという簡単なことさえできない、という判断である。市民権に関する大統領令の適法性を弁護していない政府が、かわりに述べているのは、本件の訴えを提起した原告ら以外の誰に対しても、この大統領令を適用することができるはずだ、ということである。

この求めが駆け引き (gamesmanship) であることは明らかであり、政府も何ら包み隠そうとはしていない。しかも、恥ずかしいことに、当裁判所も合わせて興じている。当裁判所の多数派は、これらの申立てが、あらゆ

る事件のなかでも、普遍的な差止めの問題を解決して何世紀も前から続く実務を一挙に終わらせるのに適した機会を提供していると判断している。その判断を急ぐあまり、当裁判所は、エクイティの基本的な諸原理を見落としており、差止めによる救済が訴外の者に対しても与えられてきたのには長い歴史があることも見落としている。

当裁判所が創り出している新たな法制度においては、いかなる権利も安全ではない。本日のところは生得権としての市民権に対する脅威だが、明日には別の政権が遵法市民から銃器を奪い去ろうとするかもしれない、あるいは信仰をもつ人々が礼拝のために集まるのを妨げようとするかもしれない。多数意見が判示しているのは、面倒なクラス・アクションでなければ、これほど明白に無法な方針でも正規の当事者に完全な救済を与えるのに必要でない限り裁判所が完全に差し止めることはできない、ということである。この判示は、憲法上の保障を訴外の個人に対しては名ばかりの意味しかもたないものにしてている。われわれの法体系に対して、これほど甚大な攻撃を加えているのに、その共犯になるつもりなどないから反対する。

普遍的な仮の差止めの可能性を担保する必要性を幾重にも強調しているソトマイヨール裁判官の反対意見は、30年前の共和党革命の成果としてギングリッチ議長が就任した下院に提出されていた前掲の1995年市民権改革法案が司法委員会において廃案になる過程の転機を振り返り、執行府の法制局である司法省の法律顧問局（Office of Legal Counsel）が「合衆国において出生した子のうち親が市民でも定住外国人でもないもの」の生得権としての市民権を否定しようとしていた——つまり大統領令第14160号「アメリカの市民権の意味と価値を保護する」と同旨の——下院法案に対する所見において「多くの難しい憲法問題に取り組んでいるが、この法律案の無法については取り組むまでもない。この立法は、疑問の余地なく違憲である」と断定していたことも引用している⁵²⁾。

普遍的な仮の差止めの必要性に付随させようとする可能性については、「濫訴防止訴状に現代の連邦民事訴訟規則第23条のクラス・アクションと似

たところがあるからといって、普遍的な差止めとも歴史的な類似性があるということが否定されるわけではない」という反論が展開されている。「多数意見は、イングランドの大法官ならば第23条と普遍的な差止めの違いを気に留めたことだろうというばかりで、前者が認められ、後者は認められないと考えたことだろうと結論している理由を、まったく何も提示していない。逆に、本日の当裁判所とは異なり、イングランドの大法官裁判所は、エクイティの諸原理が訴外の者に救済を与えるのを認めるということを承認していた。濫訴防止訴状の歴史は、そのことを明らかにしている。なぜなら、とりわけ第23条により認められるものを超えていたのだからである。……してみれば、クラス・アクションと普遍的な差止めの双方に共通の前身なのである」という見立ての論法である⁵³⁾。

この反対意見は、法廷意見が「われわれのエクイティ理解に充満している当事者特化型の諸原理」を固定的かつ排他的に打ち出していること自体にも正面から反駁している。「もっとも危ういのは、多数意見が裁判所法の制定時に得られていた救済策を寸分も違わぬように凍結することによりエクイティの本質を根本的に誤解している (fundamentally misunderstands the nature of equity by freezing in amber the precise remedies available at the time of the Judiciary Act) ことである。……1789年裁判所法に明文化されているのは、エクイティそのものであり、単に制定時の救済策のリストが静止状態のまま成文化されているわけではない (Judiciary Act of 1789 codified equity itself, not merely a static list of remedies)。歴史的に類似しているものが教訓となり、重要な指針を提供していることは疑いようがないが、あらゆるエクイティ上の救済策について厳密に合致する歴史上のものを要求することは、エクイティの目的に反する」と主張している⁵⁴⁾。

さらには、そもそも違憲の法の適用を差し止めるような救済策がマーベリ対マディソン事件判決以前の18世紀中に採用されていたはずがないという趣旨の論理的な指摘もあり、仮の差し止めについて、もっぱら対世効のみを否定している「多数意見の厳格な歴史のテストのもとでは、しかしな

がら、原告を明白に無法な政府の行為から保護する差止めさえも許されるべきではないことになる。このような結果が明らかに示しているのは、新しい状況に適合するように設計されているエクイティを閉じたシステムとして取り扱う愚かさ（the folly of treating equity as a closed system, rather than one designed to adapt to new circumstances）である」と批判している⁵⁵⁾。誰に対しての適用を差し止めるのかが、そもそも何の適用を差し止めるのかと「別の問題」ではないとすると、たしかに論理的な批判だろう。

ソトマイヨール裁判官の反対意見は、法廷意見が「典型例」として展開している「不法妨害仮説（nuisance hypothetical）」に対しても正面から反駁している。「事件により完全な救済が訴外の者を利する広範囲の救済策を必要とすることもある」のは、やむなく副作用のような形成力が生じることでも避けられないということではなく、それ自体が「完全な救済」の主作用に含まれているのだという捉え直し方により、「原告が夜中に大音量の音楽を鳴らしている隣人を訴えれば、裁判所が当該隣人に対して夜中は音楽を止めるように命じることができるのは、たとえ当該訴訟の当事者ではない別の隣人らを当然に利することになるとしてもできるのである」と組み替えている⁵⁶⁾。

別の例も考えてみると、ことのほか著名な「議員定数配分や人種別学解消の事件」の場合は、差止めと表裏の関係にある義務付けが救済策として採用されているが、よもや勝訴の原告のみが投票価値の平等を最優先に追求して再画定される選挙区において投票可能ということになるわけがない。ほかの生徒や児童も人種別ではないという意味の共学校に通学することになるのは、とくに間接的でも付随的でもなく、つとに承認されている訴訟物の組成により救済策の主作用に織り込まれていよう。

ソトマイヨール裁判官の反対意見が「市民権に関する大統領令は、明白に違憲である。たとえ1人の新生児に対してでも政府が実施するのを許すことは、われわれの憲法秩序に対する攻撃であり、エクイティと公益に反する」とも主張しているのは⁵⁷⁾、もとより客観法にも跨る訴訟物が「当事

者特化型」に収まりきるわけがないのに救済策が「当事者特化型」に限定では平仄が合うはずがないという趣旨なのではなかろうかとも見受けられる。もちろん主観訴訟だが、原告が本案について勝訴すると、上訴の必要性がないから可能性もないということになる。被告の政府は、あえて上訴することなく、そのまま原告のみが救済される状態を維持することができる。判例の形成を見届けてから後発型の提訴を意欲的に手がける者もあろうが、仮に捨象して大雑把に、たとえば公約どおり100万人の権利を剥奪する政権が1万人の訴えに敗れて引き下がる場合を単純に概算すると、法廷外で裁判官の無理解を非難しながら政治的には9割9分もの公約達成率を誇るということができってしまう。

ソトマイヨール裁判官の反対意見は、結びの部分において、「当裁判所の決定は、政府に対する憲法の潜脱の公開招待状であるのにほかならない (nothing less than an open invitation for the Government to bypass the Constitution)。執行部門は、いまや確立した法を無視して数えきれない個人の憲法上の権利を侵害する方針を実施することができ、連邦裁判所は、その行為を全面的に止める術を封じられることになる。影響を受ける者すべてが何とかして訴訟当事者になり、自身のために差止めによる救済を確保するのでない限り、政府は、いつまでも無法な行為を続けることができる」という懸念を表明するとともに⁵⁸⁾、「さらには、はたして当裁判所が市民権に関する大統領令のような方針の憲法適合性について裁く機会を得ることはあるのか、という重大な問題がある。……よくよく承知の政府だからこそ、その即時抗告は、もっぱら仮の差止めの範囲についてのみ異議を申し立てたのである」とも指摘している⁵⁹⁾。

なお、ジャクソン裁判官の反対意見も、人権保障のための憲法保障という発想を浮き彫りにしている。とくに短い個別意見ではないが、ここには末尾に近い1段落のみを紹介しておく⁶⁰⁾。

間違えてはいけない。本日の裁きは、われわれの憲法を制定した人々が

憲法に明記した権利を政府が人々に対して否認することを、される側が弁護士を見つけられず、あるいは裁判所に自分たちの権利を保護してくれるように求める術を知らない個人である限りにおいて許している。この道理を弁えない責任の転換は、法の支配とは両立不能である。本質的には、執行府の行為が異議を申し立てられる事件において、いまや当裁判所が下級裁判所の裁判官を押し退けるようになり、ときには法を無視することのできる大権（the prerogative sometimes disregarding the law）を執行府に贈るようになったということである。その結果、司法府——われわれの共和国が間違ふことなく法治国として存続することにのみ責任を負う機関（the one institution that is solely responsible for ensuring our Republic endures as a Nation of laws）——は、われわれの法体系と統治機構の双方を重大な危機に晒すようになっている。

6 おわりに

第2次トランプ政権が発足したばかりの頃に、それ以前から「合衆国憲法と統治構造」を読み解くと「最高権力者の本当の姿」が全能であるはずのないことを詳しく論じてきた本邦の専門家は⁶¹⁾、大統領令の限界について、次に抜粋する1段落の記述のようにも説明している⁶²⁾。

大統領は自らの権限拡大を目指して法律の限界すれすれを狙って大統領令を発動することも多い。トランプ政権に関しては、法律はおろか、伝統的な憲法解釈に反する内容を伴った大統領令を出すことも辞さないようである。だが、大統領令は大統領が採用することのできる万能薬では決してない。連邦議会は大統領令に不満を感じれば、根拠となる法律を修正することができるし、執行に必要な予算を認めないことで対抗することができる。裁判所は、大統領令の内容を審査したり、差し止めることができる。これらの制約を乗り越えた場合にのみ大統領令が効力を持つという事を認識する必要があるだろう。

トランプ対 CASA 事件決定は、「伝統的な憲法解釈に反する内容を伴った大統領令」について、「裁判所は……差し止めることができる」という解説を動揺させかねない。なお、第1次トランプ政権の頃には、次のように紹介されている動きもあった⁶³⁾。

トランプ大統領は、その就任以来、次々と大統領令を発して、強引に自らが公約した政策の実現を図り、内外に大きな波紋を投げかけた。中でも、極め付きは、2019年2月メキシコとの国境に壁を建設するために国家非常事態を宣言し、予算権限をもつ議会の頭越しに国防総省などの予算を組み替えて約80億ドルを捻出する荒業を行ったことである。連邦議会の上下両院がこの宣言の無効を決議したものの、トランプ大統領は拒否権を発動してこの決議を退けた。全米16州と市民団体が大統領の予算組替えを違憲として提訴したが、最高裁は、同年7月訴訟終結まで予算使用の一時差止めを認めた連邦下級審の決定を覆し、予算使用を認める判断を下した。

トランプ対 CASA 事件決定が全国規模の普遍的な仮の差止めを停止しているのも、「一時差止めを認めた連邦下級審の決定を覆し」ているのにはかならない。再就任初日の第14160号「アメリカの市民権の意味と価値を保護する」を「伝統的な憲法解釈に反する内容を伴った大統領令」だと見立てている「連邦下級審の決定」を停止しているのは、少数派の裁判官の反対意見により、これ自体が「極め付き」の「荒業」を解放する「極め付き」の「荒業」であるかのようにも批判されている。

多数派の裁判官が厳選して限定している争点については、かねてより、「たしかに、下級審が全国的差止を行うことは司法権や裁判管轄上の問題を惹起する。また、問題の一般的解決は政策形成に等しく、その意味でも司法権の限界を超えるのではないかという問題も潜んでいる」という分析があり、「さらにいえば、そもそも全国的差止の可否については法令および判例ともに明確な解答を出していない」という指摘もある⁶⁴⁾。仮の差止めの有効射程に関する限り、トランプ対 CASA 事件決定は、このような司法制

度上の課題に対する1つの「明確な解答」である。

ジョージタウン大学法科大学院のウェブサイトには、かねてよりCASA, Inc.などを支援してきた研究所（Institute for Constitutional Advocacy and Protection, Georgetown Law Center）の活動記録が掲載されている。閲覧してみると、仮の差止めの対世効を全否定している「明確な解答」への機敏な対応が、次に訳出しておく1段落に要約されている⁶⁵⁾。ことさらアリート裁判官の補足意見の趣旨に照らしてみても、まさしく案の定の展開である。

すべての合衆国生まれの子どもたちが訴えを提起することができたのかにかかわらず確実に保護されるようにするために、われわれは、最高裁判所の決定から2時間以内にクラス・アクションを提起し直して、すべての合衆国において出生済み、あるいは出生予定の子に大統領令が適用されることのないように、即時の差止めを申し立てた。8月7日に、地方裁判所は、申立てどおりの救済を与えた。大統領令に基づく市民権を否定されることになる出生済み、および出生予定である子の全国規模のクラスを認定して（certifying a nationwide class of born and to-be-born babies）、政府に大統領令を実施しないように命じたのである。われわれは、これからも引き続き、憲法に定められている大切な市民権取得権を護り抜く。

別所における別種の反応として、トランプ対CASA事件決定の19日後には、合衆国議会図書館の議会調査局（Congressional Research Service）の報告書「トランプ対CASA事件決定と第2次トランプ政権期における全国規模の差止め」が公表されている。末尾の段落に、「CASA事件における最高裁判所の決定は、行政手続法に基づく訴訟やクラス・アクションの場合の普遍的な救済に関する法を変えたわけではない」という指摘がある。その直前の段落においては、次に訳出しておくとおり、ならず者の裁き方を禁止する法律案、司法反乱制止法案、全国規模差止濫用防止法案、司法救済明確化法案とは反対方向の立法の可能性が指摘されており、それがトマス裁判官やゴースッチ裁判官のように仮の救済の対世効を違憲の決定だだと

解する向きにより撥ねつけられる可能性も指摘されている⁶⁶⁾。

最近の法律案は、全国規模の差止めを制限しようとしているが、このような差止めを合衆国議会が適切であるとみなす場合には、明文により容認する立法も制定可能である。政府は、全国規模の差止めを授権する立法に対して、第3編に基づく新たな異議を繰り出すかもしれない。最高裁判所には、全国規模の差止めの憲法適合性について疑義を表明している裁判官もいる。最高裁判所の過半数の裁判官が、将来の事件において、この問題をどのように裁くことになるのかは明らかでない。

少しは比較も交えておくと、本邦においても、行政事件訴訟法第32条第1項の規定による「第三者効の承認の趣旨は、利益を共通にする複数ないし多数の利害関係者が存在する取消訴訟においては、原告が提起した取消訴訟に代表訴訟的な機能を認め、取消判決による画一的な事案処理を可能ならしめる点にあるという立場」の「次第に拡がる傾向」が指摘されて久しいが、「学説上決着がついているわけではないし、また、この問題について明確な判断を下した判決例が存在するわけでもない。このような状況の下では、立法措置により明確な解決が図られることが望ましいが、近い将来立法的解決が図られる見通しもない」という状況も長く続いている⁶⁷⁾。

法域ばかりでなく訴訟類型も相違しているが、トランプ対 CASA 事件決定は、英米法史においてエクイティ裁判所が受理していた濫訴防止訴状の設計思想でもある「代表訴訟的な機能」の拡大傾向に釘を刺しており、次には「近い将来立法的解決が図られる見通し」を封じるような多数意見が生まれるかもしれない。「わが国の司法権の中身や活動方法がほぼ実定法律の次元で決められている観を呈し、英米の司法と違ってかなりきゅうくつなものであるとの認識は、裁判官自身によって時折指摘されてきたところである」から、合衆国のように「救済法」の領域を開発して「実質的司法権観念の構成」に組み込もうという提言にも照らしてみると⁶⁸⁾、トランプ対 CASA 事件決定により「かなりきゅうくつなもの」が見直されており、

いわばリヴィング・エクイティが否定されている流れに棹さすような裁き方が続くことも懸念されよう。

もっとも、あくまでも仮の差止めの有効射程を限定している合衆国最高裁においては、むしろ本件の本案の方が先に裁かれることになるかもしれない。ソトマイヨール裁判官の反対意見には誤想による杞憂も表示されているということになるのかもしれないが、政権側より2025年9月26日に2件の裁量上訴が申し立てられている。提出されている2通の趣意書に共通の文面から、さしあたり次の2段落のみを抜粋して訳出しておく⁶⁹⁾。

貴裁判所が2025年10月開廷期において本案の争点を解決することができるようするために、政府は、トランプ対ワシントン州事件についての裁量上訴とトランプ対バーバラ事件についての判決前の裁量上訴の双方を求めている。ワシントン州事件においては、控訴裁判所が書面と弁論の手続を済ませて本案を裁いたが、反対意見の裁判官は、ワシントン州事件の原告ら——4つの州——が第3編の規定に基づく適格を欠くという正当な結論を提示した。原告らが個人であるバーバラ事件についての判決前の裁量上訴も同時に認めることにより、貴裁判所は、州の原告適格をめぐる本案前の争点を回避して確実に本案を裁くことができるようになる。

貴裁判所は、これらの申立てを認容して、市民権条項の原意を確認すべきである（The Court should grant these petitions and confirm the original meaning of the Citizenship Clause）。

この「市民権条項の原意」について、大統領令第14160号の目的条項に反映されているのは、もっぱらドレッド・スコット事件判決を覆すことに尽きるという理解である。当然のことながら、裁量上訴の趣意書にも同旨の解釈が展開されている。しかしながら、19世紀末のウォン・キム・アーク事件判決は、排除されてはならない人々の属性を限定して排除類型の追加を許容しているのではなく、この小稿に訳出してある段落において憲法上の出生地主義の原則に対する例外の方を限定列挙している。いわば一般概

括主義を採用している「第14修正は、域内出生による市民権という古来の基本原則を確認している (affirms the ancient and fundamental rule of citizenship by birth within the territory)」という憲法解釈を提示している判例でもある⁷⁰⁾。エクイティの歴史を建国期まで振り返るトランプ対CASA事件決定のように昔を顧みて「市民権条項の原意を確認すべきである」のなら、これが内戦勃発直前の違憲判決の克服を排他的な課題にしている近視眼の修正条項ではなく、むしろ「古来の基本原則を確認している」ということも確認(confirm/affirm)されたいものである。

【付記】 この小稿の原型は、2つの口頭発表である。その1つは、関西アメリカ公法学会の年次総会直後の研究会(2025年11月22日)における判例報告「仮の差止めの対世効を停止して大統領令の実施を擁護する決定——Trump v. CASA, Inc., 606 U.S. 831, 145 S. Ct. 2540 (June 27, 2025): SCOTUS stayed universal/nationwide preliminary injunctions against POTUS」であり、もう1つは、京都憲法会議の中島茂樹代表幹事(立命館大学名誉教授)からの指名を受けて小松浩幹事(立命館大学法学部教授)による司会に導かれながら勇を鼓して臨んだ憲法ゼミナール(2025年9月5日)における報告「アメリカ合衆国の大統領令が解釈改憲にまで及んでいるのに止まるところを知らないかのような立憲主義の危機の現況について」くらしと憲法121号3頁以下(2025年10月24日)である。どちらの機会にも鋭敏な質問に数多く恵まれたことを記して、それぞれの関係各位に感謝を申し上げる。

- 1) <https://inochinotoride.org> (最終閲覧2025年11月22日)。
- 2) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60482.html (最終閲覧2025年11月22日)。
- 3) <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001596753.pdf> (最終閲覧2025年11月22日)。
- 4) <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001595880.pdf> (最終閲覧2025年11月22日)。
- 5) U.S. Const. art. II, §§ 1, 3.
- 6) Trump v. CASA, Inc., 606 U.S. 831, 145 S. Ct. 2540 (2025).
- 7) Protecting the Meaning and Value of American Citizenship, Exec. Order No. 14,160, 90 Fed. Reg. 8449 (2025), 2025 WL 315850.
- 8) U.S. Const. amend. XIV, §1. See also generally Eric Foner, *The Second Founding: How the Civil War and Reconstruction Remade the Constitution* (W. W. Norton & Company,

- 2019), ch. 2 “Toward Equality: The Fourteenth Amendment” *passim*; Garrett Epps, “The Citizenship Clause: A ‘Legislative History,’” 60 *American University Law Review* 331 (2010).
- 9) See generally Gerald L. Neuman, “Citizenship,” in Mark Tushnet, Mark A. Graber & Sanford Levinson (eds.), *The Oxford Handbook of the U.S. Constitution* 587 (Oxford University Press, 2015).
 - 10) U.S. Const. amend. XIV, §1.
 - 11) *United States v. Wong Kim Ark*, 169 U.S. 649, 682 (1898), citing *Calvin’s Case*, (1608) Co Rep 1a, 18b, 77 Eng. Rep. 377; Alexander James Edmund Cockburn, *Nationality: or the Law Relating to Subjects and Aliens* 7 (W. Ridgway, 1869); A. V. Dicey, *Digest of the Law of England with Reference to the Conflict of Laws* 177 (Stevens & Sons; Sweet & Maxwell, 1896); *Inglis v. Trustees of Sailor’s Snug Harbor*, 28 (3 Pet.) U.S. 99, 155 (1830); 2 James Kent, *Commentaries on American law* 37, 42 (W. Kent, 6th ed. 1848).
 - 12) Citizenship Reform Bill of 1995, H.R. 1363, 104th Cong. (1st Sess. 1995). See also Peter H. Schuck & Rogers M. Smith, *Citizenship Without Consent: Illegal Aliens in the American Polity* (Yale University Press, 1985); Rogers M. Smith, *Civic Ideals: Conflicting Visions of Citizenship in U.S. History* (Yale University Press, 1997); William Ty Mayton, “Birthright Citizenship and the Civic Minimum,” 22 *Georgetown Immigration Law Journal* 221 (2007).
 - 13) See, e.g., Rogers M. Smith, “Birthright Citizenship and the Fourteenth Amendment in 1868 and 2008,” 11 *University of Pennsylvania Journal of Constitutional Law* 1329 (2009).
 - 14) *CASA, Inc. v. Trump*, 763 F. Supp. 3d 723 (D. Md. 2025).
 - 15) *State of Washington v. Trump*, 765 F. Supp. 3d 1142 (W.D. Wash. 2025).
 - 16) *Doe v. Trump*, 766 F. Supp. 3d 266 (D. Mass. 2025).
 - 17) *CASA, Inc.*, *supra* note 14, 763 F. Supp. 3d at 727.
 - 18) *CASA, Inc.*, *supra* note 14, 763 F. Supp. 3d at 746.
 - 19) *State of Washington*, *supra* note 15, 765 F. Supp. 3d at 1153, citing *Biden v. Nebraska*, 600 U.S. 477, 503, 507 (2023).
 - 20) *State of Washington*, *supra* note 15, 765 F. Supp. 3d at 1154.
 - 21) *Doe*, *supra* note 16, 766 F. Supp. 3d at 272.
 - 22) *Doe*, *supra* note 16, 766 F. Supp. 3d at 289.
 - 23) No Rogue Rulings Bill of 2025, H.R. 1526, 119th Cong. (1st Sess. 2025).
 - 24) Restraining Judicial Insurrectionist Bill of 2025, S. 1090, 119th Cong. (1st Sess. 2025); Nationwide Injunction Abuse Prevention Bill of 2025, S. 1099, 119th Cong. (1st Sess. 2025); Judicial Relief Clarification Bill of 2025, S. 1206, 119th Cong. (1st Sess. 2025).
 - 25) *New Jersey v. Trump*, 131 F. 4th 27 (1st Cir. 2025).
 - 26) Brief of Members of Congress as Amici Curiae in Support of Applications for Stays, *Trump v. CASA, Inc.*, 606 U.S. 831, 145 S. Ct. 2540 (2025) (Nos. 24A884, 24A885 & 24A886), 2025 WL 1171739. See also, e.g., Amicus Brief of the State of Tennessee in Support of Applicants, *Trump v. CASA, Inc.*, 606 U.S. 831, 145 S. Ct. 2540 (2025) (Nos. 24A884, 24A885 & 24A886), 2025 WL 1171767; Brief of Iowa and 19 Other States as Amici Curiae in

- Support of Applicants, *Trump v. CASA, Inc.*, 606 U.S. 831, 145 S. Ct. 2540 (2025) (Nos. 24A884, 24A885 & 24A886), 2025 WL 1171774; Brief of Amicus Curiae State of West Virginia in Support of Applicants, *Trump v. CASA, Inc.*, 606 U.S. 831, 145 S. Ct. 2540 (2025) (Nos. 24A884, 24A885 & 24A886), 2025 WL 1272497.
- 27) Brief of Members of the U.S. Congress as Amici Curiae in Support of Respondents, *Trump v. CASA, Inc.*, 606 U.S. 831, 145 S. Ct. 2540 (2025) (Nos. 24A884, 24A885 & 24A886), 2025 WL 1277327. *See also, e.g.*, Brief of Amici Curiae Local Governments and Local Government Officials in Support of Respondents, *Trump v. CASA, Inc.*, 606 U.S. 831, 145 S. Ct. 2540 (2025) (Nos. 24A884, 24A885 & 24A886), 2025 WL 1333060.
- 28) *Trump, supra* note 6, 145 S. Ct. at 2548-49 & fn. 1, *citing* *Steele v. Bulova Watch Co.*, 344 U.S. 280, 289 (1952); Howard Wasserman, “Nationwide’ Injunctions Are Really ‘Universal’ Injunctions and They Are Never Appropriate,” 22 *Lewis & Clark Law Review* 335, 338 (2018).
- 29) *Trump, supra* note 6, 145 S. Ct. at 2549-50 & fn. 4.
- 30) U.S. Const. art. III, §§1 & 2, cl. 1.
- 31) Judiciary Act of 1789, §11, 1 Stat. 78.
- 32) Samuel L. Bray & Emily Sherwin (eds.), *Ames, Chafee, and Re on Remedies: Cases and Materials* 442 (Foundation Press, 4th ed. 2024). *See also* Samuel L. Bray, “Multiple Chancellors: Reforming the National Injunction,” 131 *Harvard Law Review* 417 (2017); Michael T. Morley, “Nationwide Injunctions, Rule 23 (b) (2), and the Remedial Powers of the Lower Courts,” 97 *Buffalo University Law Review* 615 (2017); Portia Pedro, “The Myth of the ‘Nationwide Injunction,’” 84 *Ohio State Law Journal* 677 (2023).
- 33) *Trump, supra* note 6, 145 S. Ct. at 2551.
- 34) Judicial Code of 1911, Pub. L. No. 61-475, 36 Stat. 1087.
- 35) *Trump, supra* note 6, 145 S. Ct. at 2552, *citing* William Baude & Samuel L. Bray, “Proper Parties, Proper Relief,” 137 *Harvard Law Review* 153, 168 (2023).
- 36) *Trump, supra* note 6, 145 S. Ct. at 2554 & fn. 10.
- 37) 5 U.S.C. §706.
- 38) *See* Jeffrey Lubbers, “Universal Injunctions Are Severely Limited, But What About Universal Vacatur?,” *Yale Journal on Regulation: Notice & Comment* (July 5, 2025), available at <https://www.yalejreg.com/nc/universal-injunctions-are-severely-limited-but-what-about-universal-vacatur-by-jeffrey-lubbers> (last accessed on November 22, 2025).
- 39) *Trump, supra* note 6, 145 S. Ct. at 2555, *citing* Fed. R. Civ. P. 23 (a).
- 40) *Trump, supra* note 6, 145 S. Ct. at 2557, *quoting* *Trump v. Hawaii*, 585 U.S. 667, 717 (Thomas, J., concurring).
- 41) *Trump, supra* note 6, 145 S. Ct. at 2557 & fn. 13, *citing* *United States v. Mendoza*, 464 U.S. 154, 155 (1984).
- 42) *Trump, supra* note 6, 145 S. Ct. at 2558.
- 43) *Trump, supra* note 6, 145 S. Ct. at 2560, *quoting* *Grupo Mexicano de Desarrollo, S A. v. Alliance Bond Fund, Inc.*, 527 U.S. 308, 319 (1999).

- 44) *Trump*, *supra* note 6, 145 S. Ct. at 2561, *citing* *Marbury v. Madison*, 5 U.S. (1 Cranch) 137 (1803).
- 45) *Trump*, *supra* note 6, 145 S. Ct. at 2561-62.
- 46) *Trump*, *supra* note 6, 145 S. Ct. at 2562.
- 47) *Trump*, *supra* note 6, 145 S. Ct. at 2563 (Thomas, J., concurring), *citing* *Trump v. Hawaii*, 585 U.S. 667, 714 (Thomas, J., concurring); *United States v. Texas*, 599 U.S. 670, 693-694 (Gorsuch, J., concurring in judgment); *also quoting* *Califano v. Yamasaki*, 442 U.S. 682, 702 (1979); *Gill v. Whitford*, 585 U.S. 48, 73 (2018).
- 48) *Trump*, *supra* note 6, 145 S. Ct. at 2566-67 (Alito, J., concurring).
- 49) *Trump*, *supra* note 6, 145 S. Ct. at 2571 (Kavanaugh, J., concurring).
- 50) James B. Stoneking, “Injunctions and Equitable Remedies,” in Kermit L. Hall (ed.), *The Oxford Companion to the Supreme Court of the United States* 497 (Oxford University Press, 2nd ed. 2005), *citing* *Baker v. Carr*, 369 U.S. 186 (1962); *Reynolds v. Sims*, 377 U.S. 533 (1964); *Brown v. Board of Education of Topeka I*, 347 U.S. 483 (1954); *Brown v. Board of Education of Topeka II*, 349 U.S. 294 (1955). なお、これらのうち1955年判決において、前年に続き全員一致の法廷意見を執筆しているウォレン（Earl Warren）首席裁判官が差戻審に向けて「エクイティの諸原理」に基づく策を講ずるように説いており、「伝統的に、エクイティは、それによる救済策の形成にあたり実際的な柔軟性を特徴とされてきた」などと指摘している部分（349 U.S. at 300, footnote omitted）は、川又良也（編）『総合研究アメリカ④ 平等と正義』（研究社出版、1977年）の編者による巻頭論文「アメリカ法の構造」に1段落を丸ごと訳出されている（19頁）。
- 51) *Trump*, *supra* note 6, 145 S. Ct. at 2573 (Sotomayor, J., dissenting).
- 52) *Trump*, *supra* note 6, 145 S. Ct. at 2577 (Sotomayor, J., dissenting), *quoting* *Legislation Denying Citizenship at Birth to Certain Children Born in the United States*, 19 Op. OLC (Walter Dellinger, Assis. Att’y Gen.) 340, 341 (December 13, 1995). なお、この小稿において「法律顧問局」という訳語を選定しているのは、横大道聡「アメリカ合衆国における政府の憲法解釈」レファレンス818号81頁以下（2019年）に準拠している。
- 53) *Trump*, *supra* note 6, 145 S. Ct. at 2586-87 (Sotomayor, J., dissenting).
- 54) *Trump*, *supra* note 6, 145 S. Ct. at 2588 (Sotomayor, J., dissenting).
- 55) *Trump*, *supra* note 6, 145 S. Ct. at 2589 (Sotomayor, J., dissenting) (footnote omitted), *citing* *Ex Parte Young*, 209 U.S. 123 (1908); Mila Sohoni, “The Lost History of ‘Universal’ Injunction,” 133 *Harvard Law Review* 920, 928, 1002-06 (2020). *See also* Mila Sohoni, “The Power to Vacate a Rule,” 88 *George Washington Law Review* 1121 (2020); Mila Sohoni, “The Past and Future of Universal Vacatur,” 133 *Yale Law Journal* 2305 (2024); Brief for Professor Mila Sohoni as Amica Curiae in Support of Respondents, *Trump v. CASA, Inc.*, 606 U.S. 831, 145 S. Ct. 2540 (2025) (Nos. 24A884, 24A885 & 24A886), 2025 WL 1173016.
- 56) *Trump*, *supra* note 6, 145 S. Ct. at 2590 (Sotomayor, J., dissenting).
- 57) *Trump*, *supra* note 6, 145 S. Ct. at 2593 (Sotomayor, J., dissenting).
- 58) *Trump*, *supra* note 6, 145 S. Ct. at 2594 (Sotomayor, J., dissenting).
- 59) *Trump*, *supra* note 6, 145 S. Ct. at 2595 (Sotomayor, J., dissenting).

- 60) *Trump*, *supra* note 6, 145 S. Ct. at 2607-08 (Jackson, J., dissenting).
- 61) 西山隆行『アメリカ政治入門』（東京大学出版会、2018年）の第1章「アメリカ例外主義とナショナリズム」に続く第2章「合衆国憲法と統治構造」と同『アメリカ大統領とは何か——最高権力者の本当の姿』（平凡社新書、2024年）を参照。
- 62) 西山隆行「アメリカの大統領令とは何か？」法学館憲法研究所オピニオン (https://www.jicljp/articles/opinion_20250225.html)（最終閲覧2025年11月22日）。
- 63) 初宿正典・辻村みよ子（編）『新解説世界憲法集〔第6版〕』（三省堂、2025年）68～69頁（アメリカ〈解説〉野坂泰司執筆部分）。
- 64) 大林啓吾「憲法訴訟の手續と制度」同（編）『アメリカの憲法訴訟手續』（成文堂、2020年）107～108頁。なお、この小稿の校正時に、同「出生地主義に制限をかけた大統領令に対して下級審が全国的差止を命令することはできないとされた事例」判例時報2634号6頁以下（2025年）に接した。
- 65) <https://www.law.georgetown.edu/icap/our-work/defending-immigrants-and-sanctuary-cities/casa-v-trump-2025/> (last accessed on November 22, 2025). See also *CASA, Inc. v. Trump*, 793 F. Supp. 3d 687 (2025).
- 66) Joanna R. Lampe, “*Trump v. CASA, Inc.* and Nationwide Injunctions During the Second Trump Administration,” CRS Report R48600, ver. 2 (July 16, 2025) at 24-25 (footnote omitted). See also Joanna R. Lampe, “Nationwide Injunctions in the First Hundred Days of the Second Trump Administration,” CRS Report R48476 (May 16, 2025); Joanna R. Lampe & Laura Deal, “Nationwide Injunctions Under the First Trump Administration and the Biden Administration,” CRS Report R48467 (March 20, 2025).
- 67) 亙理格「公立保育所廃止・民営化訴訟における相対効的紛争解決の可能性——取消判決の第三者効及び国家賠償法上の違法性を中心に」政策科学13巻3号205頁以下（2006年）、同『行政訴訟と共同利益論』331頁以下（信山社、2022年）336～337頁。
- 68) 佐藤幸治『日本国憲法論〔第2版〕』（成文堂、2020年）639頁。
- 69) *Trump v. State of Washington*, 2025 WL 2061447 & 2025 WL 553485, *petition for cert. filed* (U.S. Sep. 26, 2025) (No. 25-364) at 6; *Trump v. Barbara*, 2025 WL 1904338, *petition for cert. before judgment filed* (U.S. Sep. 26, 2025) (No. 25-365) at 6. See also Brief of 18 Members of the Committee on the Judiciary of the U.S. House of Representatives as Amici Curiae in Support of Petitioners, *Trump v. State of Washington* (Nos. 25-364 & 25-365), 2025 WL 2957670; Amicus Curiae Brief of Tennessee, Iowa, 23 Other States and Guam in Support of Petitioners, *Trump v. Barbara* (No. 25-365), 2026 WL 289030; *Trump v. Barbara*, *petition for cert. before judgment granted* (U.S. Dec. 5, 2025) (No. 25-365), 2025 WL 3493157.
- 70) *Wong Kim Ark*, *supra* note 11, 169 U.S. at 693, *quoted by* Amanda Frost, *You Are Not American: Citizenship Stripping from Dred Scott to the Dreamers* 194 (Beacon Press, 2021). See also Amanda Frost, “In Defense of Nationwide Injunctions,” 93 *New York University Law Review* 1065 (2018); Brief of Scholars of Constitutional Law and Immigration as Amici Curiae in Support of Respondents, *Trump v. CASA, Inc.*, 606 U.S. 831, 145 S. Ct. 2540 (2025) (Nos. 24A884, 24A885 & 24A886), 2025 WL 1203698.